

第12回たつの市農業委員会総会（11月定例会）議事録

令和6年11月27日（水）午前10時から第12回たつの市農業委員会総会（11月定例会）を新館3階301・302会議室において招集した。

出席委員18名

1	三村 誠	2	酒井 幸男	3	森下 長幸	4	松本 有史
5	福田 敏和	6	河井 由一	7	石田 政行	8	八木 正邦
9	松田 泰政	10	井上 昇造	11	水田 達實	12	田淵 大勝
13	岩田きん子	14	井上 親志	15	瀧口 節子	16	真殿 利晴
17	苗村 武夫	18	猪澤 敏一	19	前田喜代和		

事務局の出席者 3名

局長	大野 泰弘	主 幹	井上 吾郎	副主幹	近藤 由香
----	-------	-----	-------	-----	-------

1 開 会

○会長（猪澤敏一委員）
あいさつ（内容省略）

2 開会宣告

○議長（猪澤敏一委員）
只今から第12回たつの市農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席委員数等について、事務局から報告させます。

○事務局（大野泰弘君）

命によりご報告します。本日ただ今の出席委員数は18名でありますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立しております。

なお、17番苗村委員からは欠席の届出を受けております。

たつの市農業委員会会長専決規程により、専決処分した

- ・利用目的の変更届について
- ・農地法第5条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買の届出について
- ・農地法第5条の規定による使用目的変更及び賃借権設定の届出について

に農地ではないことを確認しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も同じ状況であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

2 件目の願い出地は、揖西町 [REDACTED] の登記地目・田、現況は宅地、面積は 236 m²です。願い出人は、[REDACTED]、昭和 51 年に農業用倉庫を建築し、現在も宅地として利用しているため、この度、売買にあたり、地目を現況にあわせたいとの願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、固定資産税評価証明書により、すでに農地ではないことを確認しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も同じ状況であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

3 件目の願い出地は、新宮町 [REDACTED] の登記地目・田、現況は宅地、面積は 124 m²です。願い出人は、[REDACTED]、昭和 52 年頃に隣接地に建築した住宅が申請地の一部にもかかっており、現在も宅地として利用しているため、この度、隣接地に住宅を建築するにあたり、地目を現況にあわせたいとの願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、建物の登記事項証明書により、すでに農地ではないことを確認しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も同じ状況であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

4 件目の願い出地は、新宮町 [REDACTED] の登記地目・畑、現況は雑種地、面積は 43 m²です。願い出人は、[REDACTED]、平成 11 年までに物置を建築し、現在も宅地として利用しているため、この度、地目を現況にあわせたいとの願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、平成 11 年撮影の空中写真及び地元自治会長の証明により、すでに農地ではないことを確認しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も同じ状況であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

5 件目の願い出地は、御津町 [REDACTED] の登記地目・畑、現況は山林、合計面積は 1,336 m² です。願い出人は、 [REDACTED]、25 年前から農地として利用されておらず山林化し、現在に至るものでございます。この度、売却するために地目を現況にあわせたいとの願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、平成 11 年撮影の空中写真及び地元自治会長の証明により、すでに農地ではないことを確認しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も同じ状況であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

6 件目の願い出地は、御津町 [REDACTED] の登記地目・畑、現況は山林、面積は 532 m² です。願い出人は、 [REDACTED]、平成 13 年から農地として利用されておらず山林化し、現在に至るものでございます。この度、売却するために地目を現況にあわせたいとの願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、平成 16 年撮影の空中写真及び地元自治会長の証明により、すでに農地ではないことを確認しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も同じ状況であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

7 件目の願い出地は、御津町 [REDACTED] の登記地目・畑、現況は原野、面積は 337 m² です。願い出人は、 [REDACTED]、平成 11 年には農地として利用されておらず原野化し、現在に至るものでございます。この度、地目を現況にあわせたいとの願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、平成 11 年撮影の空中写真及び地元自治会長の証明により、すでに農地ではないことを確認しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も同じ状況であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

ご発言がないので、原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、「議案第 67 号」は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第 3「議案第 68 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転・売買の承認について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 68 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転・売買の承認について」

3 条売買の案件が 6 件出ておりますのでご説明いたします。

1 件目の申請地は、誉田町 [] の田で、合計面積は 2,009 m²、譲受人は []、譲渡人は [] 共同申請 []、譲渡人は県外在住で農地の耕作管理が難しいことから、親族で、近隣に居住し耕作管理していた譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

2 件目の申請地は、神岡町 [] の畑で、面積は 354 m²、譲受人は []、譲渡人は []、譲渡人は後継者がおらず農地の耕作管理が難しいことから、親族で、隣接農地を所有し以前から耕作管理している譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

3 件目の申請地は、神岡町 [REDACTED] の田で、面積は 466 m²、譲受人は [REDACTED]、譲渡人は [REDACTED]、譲渡人が所有する農地を自己住宅及び畑として利用したいとの譲受人の要望を受け、農地を分筆し、譲受人に一方の農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域の農業経験者に指導してもらい、野菜を作付けする営農計画をたてており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

4 件目の申請地は、神岡町 [REDACTED] の畑で、合計面積は 440 m²、譲受人は [REDACTED]、譲渡人は [REDACTED]、譲渡人は市外在住で農地の耕作管理が難しいことから、隣接の住居を購入し、近くで農地を耕作することを望んでいた譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、ハーブや季節野菜を作付けし、知人からの指導や必要な農機具を借りる営農計画をたてており、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

5 件目の申請地は、神岡町 [REDACTED] の田及び畑で、合計面積は 2,999 m²、譲受人は [REDACTED]、譲渡人は [REDACTED]、

譲渡人は県外転出により農地の耕作管理が難しいことから、農地付き空き家の購入を検討していた譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、果樹や季節野菜を作付けする営農計画をたてており、必要な農機具も所有し、地元組合でも借りる話ができていることから、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

6 件目の申請地は、揖西町 [REDACTED] の田で、合計面積は 1,103 m²、譲受人は [REDACTED]、譲渡人は [REDACTED]、譲渡人は県外在住により農地の耕作管理が難しいことから、以前から耕作管理していた譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

よって、いずれも農地法第 3 条第 2 項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありますか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので、原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 68 号」は、原案のとおり承認するこ

とに決しました。

次に、日程第4「議案第69号 農地法第3条の規定による所有権移転・贈与の承認について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第69号 農地法第3条の規定による所有権移転・贈与の承認について」

3条贈与の案件が3件出ておりますので、ご説明いたします。

なお、1件目、番号498につきましては、地区委員会において審議したところ、耕作管理について疑義があったことから、耕作状況等について追加資料を請求し、再度審議するべきであるとの結果になりましたので、これ以外の案件について審議することといたします。

2件目の申請地は、新宮町[]の田で、面積は312㎡、譲受人は[]、譲渡人は[]、譲渡人は相続により農地を取得したが耕作管理が難しいことから、隣接地に居住し、農地の保全管理をしていた親族である譲受人に、農地を贈与することで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、申請地で季節野菜等を栽培するための営農計画をたてており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

3件目の申請地は、新宮町[]の田及び畑で、合計面積は520㎡、譲受人は[]、譲渡人は[]、譲渡人は高齢で市外在住のため農地の耕作管理が難しいことから、隣接地に居住し、以前から保守管理してきた譲受人に、農地を贈与することで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、畑を耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

よって、番号 498 については、継続審議、それ以外はいずれも農地法第 3 条第 2 項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありますか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので「議案第 69 号」の番号 498 は継続審議、そのほかの案件は、原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 69 号」の番号 498 は継続審議、そのほかの案件は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第 5「議案第 70 号 農地法第 4 条の規定による使用目的の変更に対する意見について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 70 号 農地法第 4 条の規定による使用目的の変更に対する意見について」

4 条案件が 2 件出ておりますので、ご説明いたします。

1 件目の申請地は誉田町 [REDACTED] の田で、面積 614 m²のうち 200 m²、申請人は、[REDACTED]、転用目的は、申請人の家族の車が増え、自宅敷地に駐車できないことから、自宅近くの自己所有地の一部を露天駐車場にするものでございます。

農地区分は、集団性のある農地である第1種農地（1-（1））ですが、集落に接続して設置される日常生活上必要な施設であり、例外的許可事由（⑤-5）に該当すると判断します。

土地の造成期間は許可後から180日間となっております。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。

また、転用の妨げとなる権利設定や他の法令による制限もなく、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、周囲の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

2件目の申請地は新宮町 [REDACTED] の畑で、面積215㎡のうち87.02㎡、申請人は、[REDACTED]、[REDACTED]、転用目的は、平成6年に隣接地に自己住宅を建築した際に、この度の申請地の一部に居宅をまたがって建築していたことから、一部違反転用の状態であり、今回、申請人が、議案第69号、番号508の案件において、農地法第3条の規定による所有権移転・贈与を受けるにあたり、所有するすべての農地を効率的に耕作する必要があることから、宅地部分を転用するものでございます。

農地区分は、住宅、事業の用に供する施設が連たんする第3種農地（3-（3））に該当すると判断します。

既設の住宅であることから、土地の造成もなく、転用に要する費用等ありません。

また、転用の妨げとなる権利設定や他の法令による制限もなく、既設の住宅のため、周囲の営農に支障はないものと考えます。

よって、いずれも農地法第4条第2項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（会長）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありますか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり許可相当として意見を付して進

達することに決してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、「議案第 70 号」は原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決しました。

次に、日程第 6「議案第 71 号 農地法第 5 条の規定による使用目的の変更及び使用貸借権設定に対する意見について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 71 号 農地法第 5 条の規定による使用目的の変更及び使用貸借権設定に対する意見について」

5 条使用貸借権設定の案件が 1 件でしておりますので、ご説明いたします。

申請地は、揖西町■■■■の畑で、面積は 128 m²、農地区分は住宅、事業の用に供する施設が連たんする第 3 種農地 (3- (3)) に該当すると判断します。

申請人は、借受人が■■■■、及び■■■■、貸出人は■■■■、転用目的は、親である貸出人が所有する土地を使用貸借し、自己住宅を建築するものでございます。

なお、本件につきましては、今回の議案第 73 号、番号 511、揖西町■■■■の土地と、すでに登記地目が宅地である■■■■の土地の合計 3 筆の土地をあわせて建築敷地とするものでございます。

土地の造成期間は許可後から 30 日間、住宅の建設期間は許可後から 160 日間となっております。

必要な資金は自己資金で賄う予定であり、金融機関の事前審査結果から、必要な資金が準備できることを確認しました。

建築許可申請等、他の法令による手続きは申請中ではありますが、転用の妨げとなる権利設定はありませんので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、周囲の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

果から、必要な資金が準備できることを確認しました。

建築許可申請等、他の法令による手続きは申請中ではありますが、転用の妨げとなる権利設定はありませんので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地はなく、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

2 件目の申請地は、新宮町 [REDACTED] の田で、面積は 1,414 m²、農地区分は公共施設等から近距離（おおむね 500m以内）の第 2 種農地（2-（2））に該当すると判断します。

申請人は、譲受人が [REDACTED]、譲渡人は [REDACTED]、転用目的は、売電の為の太陽光発電設備の設置です。

土地の造成期間は許可日から 2 週間以内に開始し 3 日間、施設の建築期間は着工から 20 日間となっております。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定や他の法令の制限はなく、太陽光設備の認定を受けていますので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地はありませんが、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

3 件目の申請地の申請につきましては、前回、自治会長、農会長及び隣接農地の一部地権者から同意を得られていないことについて、再度の説明及び追加資料を請求したことから、継続審議となっていたものでございます。

申請地は、揖保川町 [REDACTED] の田で、面積は 1,034 m²、農地区分は公共施設から至近距離（おおむね 300m以内）である第 3 種農地（3-（2））に該当すると判断します。

申請人は、譲受人が [REDACTED]、譲渡人は [REDACTED]、転用目的は、売電の為の太陽光発電設備の

設置です。

土地の造成期間は許可日から 30 日間、施設の建築期間は許可日から 60 日間となっております。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定や他の法令の制限はなく、太陽光設備の認定を受けていますので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺農地への影響についてですが、この度の申請において、隣接農地の地権者 4 名のうち 2 名は不同意、また、 自治会長及び農会長についても不同意となっております。隣接農地の地権者の不同意の理由としましては、疎明書にて、1 名は「太陽光発電施設に反対だが、他人地のことなのでやむを得ない。同意書を取得できないと役場に提出すれば設置はできることはわかっている。他の隣接の方が同意書へ署名捺印しても、同意書には協力しない。疎明書で手続きを進めてもらって良い。」との意見であり、1 名は住民説明会での意見を踏まえ事業計画書を提示し、太陽光を設置したことによる隣接農地、農作物への影響が生じないことは理解していただいたが、「隣接農地の方が同意しておらず、今後の付き合い、また将来的に所有地に建物を建設する際、隣接地に太陽光があると土地利用の選択肢が狭まるのではないかとの懸念があり、同意書への署名捺印はできない。」との意見でありました。また、 自治会長及び農会長の不同意の理由としましては、同じく疎明書にて、「個人としては、太陽光設置については反対ではない。しかし、一部の隣接地権者は同意しているものの、同意していない隣接地権者がいるなかで、自治会長、農会長の立場として同意書に署名捺印はできない。」との意見でありました。

当委員会においては、これらの不同意の意見を踏まえ、隣接農地地権者とのトラブルなどが生じないように、草刈り等の対応策について詳細に示すことや、将来的に太陽光発電事業者の変更などが生じた場合に、対応策が引き継がれることなどを具体的に示した計画書等を作成し、隣接農地地権者、 自治会長及び農会長へ再度説明をすることが必要であるとの意見が出たことから継続審議となったため、その旨を申請者に伝えておりました。

申請者においては、当委員会からの意見を踏まえ、草刈りを 5 月、9 月、11 月の年 3 回行うことや、作業に除草剤は使わないこと、ま

た、フェンスの位置は隣地境界から1 m～5 m内側に設置し、間には防草シートを設置するなどの対策や、将来的に太陽光発電事業者の変更などが生じた場合の対応策などをまとめた自治会との協定書案を作成し、■■■■自治会長、農会長、不同意の隣接農地地権者及び太陽光パネル設置の反対意見書の署名人3名に再度説明を行った旨の報告書が提出されました。

申請者の報告書から、再度、自治会との協定書案や事業計画図を踏まえ説明を行ったが不同意であることには変わりはないとの結果でありました。しかしながら、当委員会が指導した、草刈り等の具体的な対応策や、将来的に事業者が変更した場合の対応策などについてとりまとめ、自治会との協定書案を作成し、許可がおりた場合には自治会と再度協議したうえで協定書を結ぶといった対策を講じており、また、周辺の土地に支障がないよう、万が一被害が発生した場合についての対応等についても協定書案に盛り込まれています。これらの対応から、付近の営農に支障がないよう対策が講じられており、それ以外の疎明書における不同意の理由については、当委員会が判断すべき営農への支障に関するものではないことから、この度の太陽光発電施設の設置による、周囲の営農への支障はないものと考えます。

よって、いずれも農地法第5条第2項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第72号」は原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決しました。

次に、日程第8「議案第73号 農地法第5条の規定による使用目的変更及び所有権移転・贈与に対する意見について」を議題といた

します。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 73 号 農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び所有権移転・贈与に対する意見について」

5 条所有権移転・贈与の案件が 2 件でしておりますので、ご説明いたします。

1 件目の申請地は、揖西町 [REDACTED] の畑で、面積は 214 m²、農地区分は住宅、事業の用に供する施設が連たんする第 3 種農地（3-（3））に該当すると判断します。

申請人は、譲受人が [REDACTED]、及び [REDACTED]、譲渡人は [REDACTED]、転用目的は、親である譲渡人から土地の贈与を受けて、自己住宅を建築するものでございます。

なお、本件につきましては、今回の議案第 71 号、番号 511、揖西町 [REDACTED] の土地と、すでに登記地目が宅地である [REDACTED] の土地の合計 3 筆の土地をあわせて建築敷地とするものでございます。

土地の造成期間は許可後から 30 日間、住宅の建設期間は許可後から 160 日間となっております。

必要な資金は自己資金で賄う予定であり、金融機関の事前審査結果から、必要な資金が準備できることを確認しました。

建築許可申請等、他の法令による手続きは申請中ではありますが、転用の妨げとなる権利設定はありませんので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、周囲の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

2 件目の申請地は、新宮町 [REDACTED] の田で、面積は 259 m²、農地区分は上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ近距離に 2 以上の教育施設、医療施設等が存在する第 3 種農地（3-（1））に該当すると判断します。

申請人は、譲受人が [REDACTED]、譲渡人は [REDACTED]

設定する筆数は 205 筆、設定面積は 275,674 m²でございます。

各筆の明細は別紙に添付しておりますとおりで、すべての案件で農地の効率利用、農作業への常時従事等、同法の規定する各要件を満たしています。

なお、今回の利用権は市が集積計画の公告を行う 12 月 1 日から効力が発生します。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり。）

ご発言がないので原案のとおり決定することに決してお異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認め、「議案第 74 号」は原案のとおり決定することに決しました。

4 閉会宣告

○議長（猪澤敏一委員）

以上で本日の議事は、全部終了しました。これをもって、本日の定例会を閉じます。

閉会宣告 午前 11 時 40 分

たつの市農業委員会会議規則第 18 条第 2 項の規定により署名する。

令和 6 年 1 1 月 2 7 日

たつの市農業委員会議長
(会 長)

議事録署名委員
(4 番 福田敏和委員)

議事録署名委員
(5 番 河井由一委員)